

第6回

住民税が変わります



申告相談が始まります

●申告は2月16日から
税務署での確定申告、町の申告相談が、2月16日(金)から始まります。

町での申告相談の日程・場所など詳しいことは、広報といっしょにお配りしたチラシをご覧ください。

●なお、税務署には、還付申告の場合2月16日より前でも申告書を提出することができます。また、所得税の確定申告書は、インターネットで作成することもできます。

http://www.nta.go.jp/category/kakutei/kakutei.htm
検索ワード:「国税庁 確定申告情報」

●所得税が下がりました

このコーナーでもお話ししてきたとおり、今年から適用される大幅な税制改正があり、1月から所得税が減額されています。

給与所得者のかたは、1月分の給与から差し引かれる所得税の金額が少なくなっているはずですが、給与明細を昨年の11月分

と見比べてみてください。(12月分の給与は、年末調整がありますので比較には適しません。)給与の額や扶養親族の数が変わらなければ、「所得税」として差し引かれる金額が減っているはず

です。年金所得者のかたは、今月の支払分から差し引かれる所得税が減ることになりますので、12月支払分と比べてみてください。

●住民税が上がります

今回の税制改正は、所得税(国税)を引き下げる代わりに住民税(地方税)を引き上げ、国から地方へ財源を移譲しようとするものです。

ですから、給与や年金から差し引かれる所得税は減っていますが、その分、今年6月から課税される住民税は増えることになります。

●総額は変わりませんが…

この改正部分に限っては、改正の前後で税負担の総額(所得税と住民税の合計)は変わらない

いようになっています。

しかし、住民税を町から届く納付書で納めているかたにとつては、少し問題があります。所得税は、給与なら毎月の12回、年金なら2か月に1度の6回の支給時に天引きされますが、住民税は4回の納期しかありません。したがって、所得税で12回(6回)に分けて減額される分

を、住民税では4回で負担しなければいけないため、1回の納期に納める住民税はその分増加します。

いくら、税負担の総額は変わらないといつても、1回の負担が増える分、増税されたと感じるかたも少なくないでしょう。

●そのほかの税制改正

平成11年から実施されてきた平成18年度は、経過措置として半減されています。

また、平成18年度から65歳以上のかたに対する非課税措置が廃止されました。経過措置として税額の軽減が行われ、平成18年度は本来の税額の3分の1に、平成19年度は3分の2に軽減されます。ただ、軽減はされませんが、課税額は本来の税額の3分の1から3分の2へと増えますので、単純計算で税額は2倍になってしまいます。

●税額の試算ができます

種々の改正があり、「いつたい住民税はいくらになるんだろう

?」と思われるかたも多いと思います。

町の申告相談で申告をしたかたには、今年6月から課税される住民税の試算結果をお渡しする予定です。

また、町のホームページにも住民税額の試算サイトへのリンクを設けていますのでご利用ください。

※このコーナーでは、分かりやすいように、用語・特例などを単純化・省略して説明しています。

問合せ 税務課賦課係

☎62-1230 内線141



乳児ポツリヌス症とは、1歳未満の乳児の口からポツリヌス菌が入り、菌が腸内で増殖し、その毒素によって神経麻痺や呼吸麻痺を発生させるものです。

今までは、ハチミツによる事例のみ報告されていましたが、昨年9月に井戸水が原因とされる乳児ポツリヌス症の発症が確認されました。

小さなお子さんの健康を守るために、予防対策の徹底をお願いします。

予防対策

- ① 自家用飲用井戸や湧水は適正に水質検査する。
- ② 1歳未満の乳児の粉ミルクの調乳や水分補給には、水道水や水質基準に適合することが確認された水を一度沸騰させ、50℃程度に冷ましたものを使用する。(ペットボトルなどでも販売されている水についても、念のため一度沸騰させてから使用してください。)
- ③ 1歳未満の乳児にハチミツを与えない。

問合せ 住民福祉課保健衛生係
☎62-1230 内線107